

韓国大法院判決について

内田雅敏

植民地支配の清算は含まれず

2018年10月30日の韓国大法院の判決は、この問題に関する日本裁判所判決は日本の韓半島と韓国人に対する植民地支配が合法的であるという規範的認識を前提に、日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」を韓半島と原告らに適用することが有効であると評価しており、日本判決をそのまま承認するのは、大韓民国の善良な風俗や、その他の社会秩序に違反するとした上で、

① 韓国の元徴用工らが請求している植民地支配による慰籍料請求権は、日韓の国家間の合意である請求権協定には含まれていなかった。

② 放棄したというのは、国家の外交保護権の放棄であって、個人の請求権は放棄されていない。と述べる。

大法院判決理由は、日本政府の見解、そのものである。

1952年2月15日から日韓国交正常化交渉で、韓国側は日本の植民地支配に対する賠償として12億ドルを請求した。これに対し日本側は、植民地支配は合法であったのであり、賠償の必要はない、日本は韓国の鉄道敷設、港湾建設等、インフラ整備に莫大な資金を投じたと応答した。

難航していた日韓交渉が、65年に、日本が韓国に無償3億ドル、有償2億ドルを支給し、かつ、インフラなど韓国における日本の資産、諸権利を放棄するとして請求権協定が纏ったのは、ベトナム戦争に呻吟していた米国の強い指導があったからであり、その意味では65年の請求権協定は米・日・韓の三ヶ国条約とも言える。

米国の圧力のもとに、韓国側が、日本の植民地支配の清算の問題を迫及しきることなく応じた。須之部量三元外務省事務次官は、日韓請求権協定について「日本経済が本当に復興する以前のことで、どうしても日本の負担を『値切る』ことに重点がかかっていた」のであって、「条約的、法的には確かに済んだけれども何か釈然としない不満が残ってしまう」と率直に語っている(『外交フォーラム』92年2月号)。

65年11月19日、当時の椎名悦三郎外相は、参議院本会議で、協定による無償3億ドルは賠償ではなく「独立祝い金」だと答弁している。

個人の請求権は放棄されていない

1991年8月27日、衆院予算委員会で柳井俊二外務省条約局長(当時)は、日韓請求権協定の解釈について「これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したと云うことで、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません」と答弁している。

外交保護権の放棄論とは

外交保護権の放棄論は、日本政府が、自国民の連合国に対する賠償請求権を放棄したことに対する自国民からの賠償請求を免れるために言いだした。

カナダに有していた資産を凍結、没収された日本人が、戦後、サンフランシスコ平和条約第14条によって、カナダ政府への賠償請求がなしえなくなったことから、日本国憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることが出来る」に基づき、個人の財産を公

のため、すなわち日本国に対する連合国からの賠償請求免除のために使用したとして、日本国政府に賠償を求めた。

日本政府は、戦争被害は国民が等しく負わなくてはならないと答弁し、判決もこれを認容した。いわゆる「共同受忍論」。

その後、原爆の被害者から、原爆投下は国際法違反だ、被爆者は、米国に対して損害賠償請求権を有する、ところが、サ条約によって日本政府は、この請求権を放棄したとして、日本政府に賠償請求がなされた。

政府は、原爆の被害者に対してはさすがに、「共同受忍論」を主張することはできず、サ条約で放棄したのは、外交保護権であり、原爆被害者の米国への損害賠償請求権そのものを放棄したのではないから、憲法29条3項による賠償義務を負わないと抗弁した。

「8項目要求」中に、元徴用工問題も入っていた？

日本政府は、請求権協定の交渉過程で韓国側が提出した「8項目要求」の中に、元徴用工問題が入っており、請求権協定で解決済みと主張する。

確かに、61年12月15日、第6次日韓会談予備会議で韓国側が提出した8項目にわたる補償請求合計12億2000万ドルの内訳として、「他国民を強制的に動員することによって負わせた被徴用者の精神的、肉体的苦痛に対する補償」として3億6400万ドルが計上されていた。しかし、大法院判決が、「請求権協定の交渉過程で、日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を徹底的に否認し、これに伴い韓日両国の政府は日帝の朝鮮支配の性格に関して合意を得ることが出来なかった」と指摘しているように、請求権協定では、日本政府側は一貫して、植民地支配は合法であったと主張し、植民地支配の清算の必要性を認めなかったのだから、植民地支配の清算そのものである元徴用工問題について解決済みとするのは無理がある。

「平壤宣言」との比較

日韓請求権協定が植民地支配の清算を欠いた不十分なものであったことは、65年の請求権協定と、2002年の「日朝平壤宣言」とを比較してみるとよくわかる。

前者では

「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される(2項)」

とされ、植民地支配が合法・有効であったか、それとも違法・無効であったかは曖昧にされ、玉虫色の解決がなされて、植民地支配に対する謝罪も反省もなかった。

後者では、95年8月15日、戦後50年の節目に際し発された「村山首相談話」を踏襲し、

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の苦痛と損害を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」と、植民地支配に対する反省と謝罪がしっかりと述べられている。98年の日韓共同宣言でも同様だ。

北朝鮮との間でのこの問題の解決に際しては、当然、「日朝平壤宣言」が出発点となり、植民地支配の清算が不可欠となる。

となれば、植民地支配の清算に言及しなかった65年の日韓請求権協定の見直しが不可欠となる。実は、サハリン残留朝鮮人帰還問題、被爆者医療、慰安婦問題など、請求権協定の実質的な見直し・補完がなされている。